

## 令和7年度

### グローバルマインド育成事業補助金応募要領

#### 募集期間

令和7年9月1日(月)～令和8年1月30日(金)

- ※ 事業の実施、経費の支払い及び実績報告は、令和8年2月27日(金)までに完了する必要があります。また、実績報告書の提出は、経費の支払い後に行うものとします。
- ※ 申請を受理次第、順次審査を実施します。
- ※ 募集期間内でも、採択額が予算額に達し次第、募集を終了します。

#### 提出先・問い合わせ先

公益財団法人仙台市産業振興事業団  
起業・経営支援部 組織活性推進課  
グローバルマインド育成事業補助金担当 宛  
〒980-6105 仙台市青葉区中央1-3-1 AER 5階  
TEL : 022-748-6877  
FAX : 022-715-8205  
E-mail : [koyoushien@siip.city.sendai.jp](mailto:koyoushien@siip.city.sendai.jp)

- ※ 平日9時～17時(土日祝日を除く)の営業時間中に受付します。
- ※ 申請様式は[こちら](#)からダウンロード可能です。
- ※ ご来訪の際は、AER 商業棟エレベーターまたはエスカレーターにてお越し下さい。



# 目次

## 令和7年度グローバルマインド育成事業補助金応募要領

1	事業の目的.....	1
2	補助の対象となる事業者.....	1
3	補助対象事業.....	2
4	補助対象経費.....	2
5	採択件数.....	3
6	補助率等.....	3
7	応募手続き.....	4
8	審査.....	5
9	事業の実施と実績報告.....	6
10	留意点.....	6
11	その他.....	7
別表1	海外宿泊費 上限額.....	7
	よくあるご質問.....	8

## 1 事業の目的

仙台都市圏<sup>※1</sup>の中小企業者等が自社の若手社員に対し、海外渡航の機会の提供を通してグローバルマインド（海外市場への事業展開を下支えするために求められるマインドセット）を醸成し、地域企業の国際競争力向上に資する人材の育成を目的とします。これにより、海外への販路拡大を促進するだけでなく、若手社員の成長意欲を高め、企業への定着率向上にも貢献します。

※1 仙台都市圏 仙台市を含む次の地域

塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村

## 2 補助の対象となる事業者

補助の対象者は、次の（1）～（6）の各号のすべてに該当する者とします。

（1）中小企業者または個人事業者であること。それぞれの定義は以下の通り。

中小企業者 … 次の（ア）、（イ）いずれにも該当する会社または法人

（ア） 下記に示す a～d の各号のいずれかに該当する株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社、弁護士法人、監査法人、税理士法人、行政書士法人、司法書士法人、特許業務法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人、一般社団法人、一般財団法人または特定非営利活動法人であること

a. 資本金の額または出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（b から d までに掲げる業種を除く）に属する事業を主たる事業として営むもの

b. 資本金の額または出資の総額が 1 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

c. 資本金の額または出資の総額が 5000 万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

d. 資本金の額または出資の総額が 5000 万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

（イ） 会社にあつては登記されている本店の所在地が、会社以外の法人にあつては登記されている主たる事務所の所在地が、それぞれ仙台都市圏の区域内であること

個人事業者 … 事業を行う個人で、次の（ア）、（イ）いずれかに該当する者

（ア） 仙台都市圏の住民基本台帳に記録されている者

（イ） 仙台都市圏の区域内に施設を所有または賃借し、当該施設で事業を行っている者

（2）申請者が個人事業者の場合にあつては、市町村税を滞納していないこと

（3）申請者が個人事業者以外の場合にあつては、法人市町村税および事業所税に係る市町村長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る）を行い、かつ、滞納していないこと

（4）労働基準法、職業安定法、その他労働関係法令を始めとした法令に違反していないこと

- (5) 同一年度内に本要綱による補助及び国、県、または市町村、その他から同一の項目に関する補助等を受けていないこと
- (6) 暴力団等と関係を有していないこと

### 3 補助対象事業

自社事業拡大を図ること等を目的とした海外渡航を伴うイベント出展や商談への参加等に係る事業において、若手社員<sup>※2</sup>の渡航に係る諸経費であつて、令和8年2月27日までに実施及び経費の支出が完了するものに対して補助を行います。

(ただし、政治・宗教の宣伝や、公序良俗に反するもの等は対象外となります。)

※2 若手社員 次の①～④の各号のすべてに該当する者

- ① 令和7年4月1日～令和8年3月31日の間に迎えた誕生日において39歳以下である
- ② 交付を受けようとする中小企業者等において期間の定めがない労働契約を締結している
- ③ 心身共に健康で、法令を順守する
- ④ 暴力団等と関係を有していない

### 4 補助対象経費

補助対象経費は、若手社員1名に要した費用に限って申請することができます。旅費及びパスポート申請費を除き、交付決定日以降に発生(発注)したものが対象となりますので、ご注意ください。また、国内取引に係る消費税及び地方消費税相当額、振込手数料、代引手数料、収入印紙代、通信費等の間接経費を除くものとします。

経費区分	経費の内容
旅費(注1)	航空費 1名分まで 航空賃及び空港利用税等関係経費往復分。国内、国際線ともエコノミークラス利用に限る。目的地まで最も合理的かつ経済的な経路を対象とする
	海外宿泊費 1名分まで 一泊当たりの料金は実費もしくは別表1に定める基準額のいずれか低い方を対象とする
	その他 上記以外の費用、現地移動費(最終目的地到着のための現地航空費、鉄道費除く)、飲食費、交際費等は対象外とする
パスポート申請費(注1)	一般旅券発給申請かつ、5年間有効のものに限ることとし、全額を非課税取引として扱う
海外旅行保険料	補助事業の実施に際し加入する海外旅行保険の費用
現地通訳費(注2)	出展・商談及び準備・撤去時の現地通訳に要する経費

その他の経費	その他、理事長が特に必要と認める経費
--------	--------------------

※注1 旅費及びパスポート申請費については、本年度4月1日から交付決定日までの期間に支払いを行っていても、交付決定日以降にイベント出展や商談が実施される場合は補助対象とする。ただし審査の結果不交付となった場合は、補助対象とならない。

※注2 現地通訳費については、現地にて若手社員に帯同する通訳者の手配費用を対象とする。

## 5 採択件数

4件程度。ただし、採択額が予算額に達し次第、募集を終了します。

## 6 補助率等

補助率は対象経費の2分の1以内、補助上限額は20万円です。

## 7 応募手続き

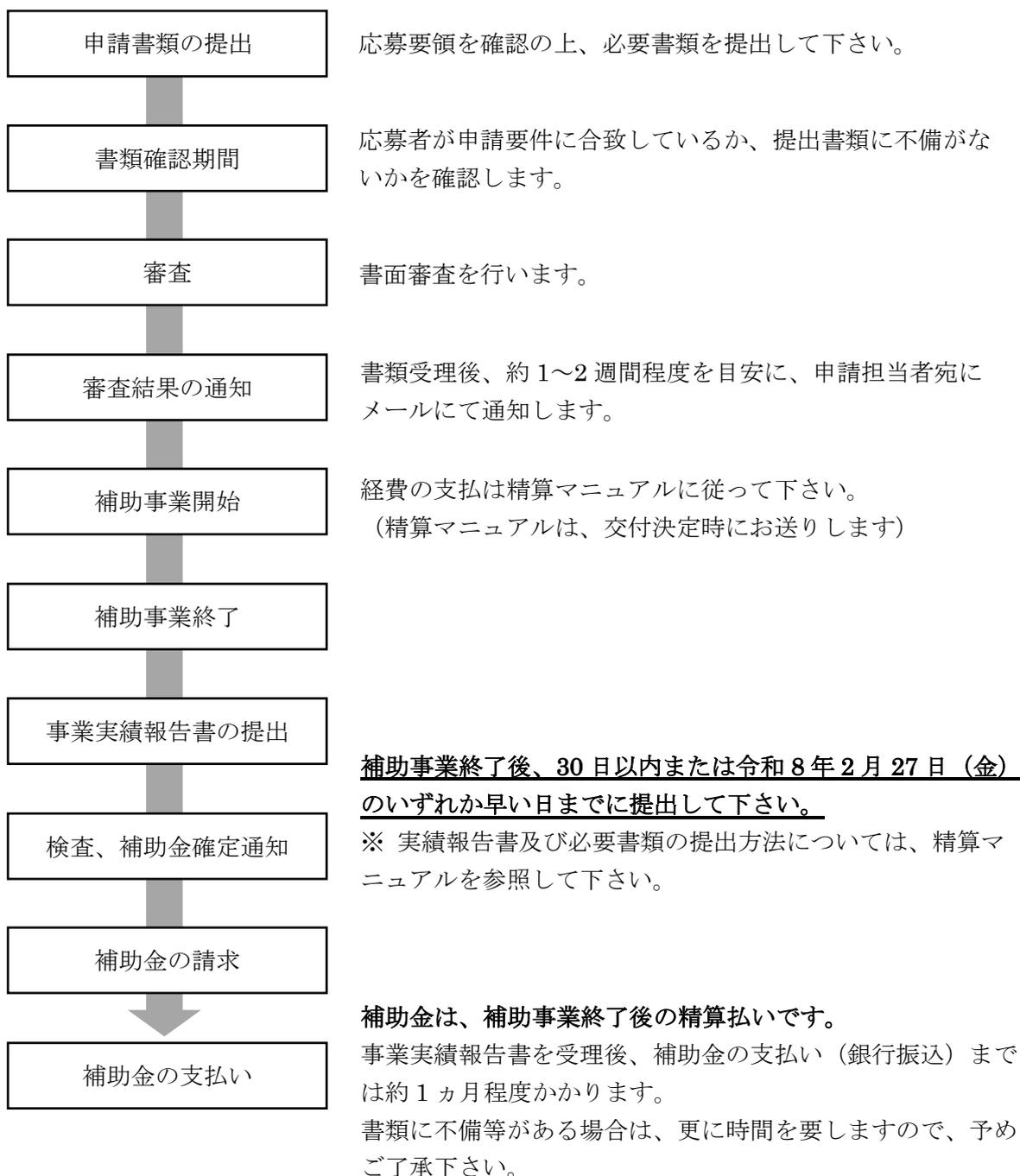
(1) 募集：令和7年9月1日（月）～ 令和8年1月30日（金）

※ 令和8年2月27日（金）までに事業の実施及び経費の支払いが完了するものに限ります。

※ 審査は申請を受理次第、順次実施いたします。

※ 募集期間内でも採択額が予算額に達し次第、募集を終了します。

(2) 応募の流れ（詳細の日程については申請事業者宛に個別に通知します）



### (3) 提出書類

以下に定める書類を「(公財) 仙台市産業振興事業団 組織活性推進課 グローバルマインド育成事業補助金担当」宛に提出して下さい。なお、提出方法は郵送、または持参によることとします。

なお、必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合がございます。また、申請書類の返却はいたしませんのでご留意下さい。

#### 【提出書類】(必須)

- ① 補助金交付申請書(様式第1号)及び別紙1、2  
※ 補助金交付申請書の印鑑は、必ず代表者印を押印して下さい。代表者印は、会社の実印のことを指します。社印や個人印、認め印等は受け付けられません。個人事業者の場合は代表者の個人印を押印して下さい。
- ② (中小企業者) 主たる事業所の所在地における法人市町村税の納税証明書(または税の滞納が無いことの証明書)の写し(3ヵ月以内取得のもの)  
(個人事業者) 居住地における市町村税の納税証明書(または税の滞納が無いことの証明書)の写し(3ヵ月以内取得のもの)
- ③ (中小企業者) 現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書の写し(3ヵ月以内取得のもの)  
(個人事業者) 本人確認書類の写し(住所記載のあるもので、マイナンバーの記載のないもの)  
※【住宅登録地が仙台都市圏以外の場合】
  - ・ 本人確認書類の写し(住所記載のあるもので、マイナンバーの記載のないもの)
  - ・ 仙台都市圏内に施設を所有または賃借し、事業を営んでいることがわかる書類(賃貸借契約書などの全てのページ)の写し
- ④ その他、理事長が必要と認める書類

### (4) 提出先・問い合わせ先

公益財団法人仙台市産業振興事業団  
起業・経営支援部 組織活性推進課 グローバルマインド育成事業補助金担当 宛  
〒980-6105 仙台市青葉区中央1-3-1 AER 5階  
TEL : 022-748-6877  
FAX : 022-715-8205  
E-mail : koyoushien@siip.city.sendai.jp  
※ 平日9時～17時(土日祝日を除く)の営業時間中に受付します。  
※ 申請様式は[こちら](#)からダウンロード可能です。  
※ ご来訪の際は、AER 商業棟エレベーターまたはエスカレーターにてお越し下さい。

## 8 審査

### (1) 審査方法・交付決定

補助金の審査は、提出された資料に基づき、仙台市産業振興事業団及び仙台市経済局によって構成される選定委員会(書面審査)によって行われます。審査は非公開、また提出資料

のみを根拠として審査を行いますので、書類に不備がないよう十分ご注意ください。交付は、選定委員会の結果に基づき、理事長が決定します。

## (2) 採択結果の通知

申請者全員に対して、交付決定または不交付決定の通知を行います。

※ 審査の内容についてのお問い合わせには応じられません。

## (3) その他

- 同一事業者が同一の内容で、国、県、または市町村、その他公的機関の補助事業や委託事業等に併願、または既に採択されている場合、重複の採択はいたしません。
- 採択された場合であっても、予算の都合等により申請額を下回る金額での交付決定を行うことがあります。また、交付決定にあたり、条件を付すことがあります。

## 9 事業の実施と実績報告

### (1) 事業の実施

- 交付決定を受けた内容に基づき、事業を遂行して下さい。進捗について事業団から確認する場合がありますので、ご対応下さい。
- 補助金に係る経理処理について、他の事業と明確に区分して経理処理して下さい。

### (2) 実績報告

- 実績報告書は、補助事業終了後、30日以内または令和8年2月27日（金）のいずれか早い日までに提出して下さい。
- 事業の実施、経費の支払い及び実績報告は、令和8年2月27日（金）までに完了する必要があります。また、実績報告書の提出は、経費の支払い後に行うものとします。
- 実績報告にあたっては、実際に支払った金額や日付が確認できる書類の添付が必要です。詳細は、交付決定時にお渡しする精算マニュアルをご参照下さい。

## 10 留意点

- 申請受理後に書類の不備が発見された場合は、書類の訂正、再提出をお願いします。
- 経費に大きな変更がある場合、また事業の内容を大きく変更する場合などは、指定の書類を提出いただく必要があります。
- 事業者における人材育成を目的とした費用補助のため、法人にあつては渡航経費について個人が負担することが無いようにして下さい。ただし、個人が立て替えた経費を、補助事業期間内に社内規程等に基づき精算し、そのことが確認できる書類の提出がある場合はこの限りではありません。事業目的を理解した上での申請をお願いします。
- 申請の内容に虚偽や不正があつた場合、また内容に誤りがあつた場合には、理事長は交付決定の全部または一部を取り消し、補助事業者は交付された補助金の全部または一部を返還しなければなりません。

## 11 その他

本事業の採択事業者に対し、アンケート調査の実施や、補助事業終了後のヒアリングなどを行う場合があります。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

別表 1 海外宿泊費 上限額

	国・地域	上限額
指定都市	シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド及びアビジャン	19,300 円
甲地方	北米、欧州、中近東地域（指定都市・乙地方に属するものを除く）	16,100 円
乙地方	大洋州地域 欧州地域の一部（アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア） アジア地域の一部（タイ・ミャンマー・マレーシアを含むインドシナ半島、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ、香港並びにそれらの周辺の島しょ）	12,900 円
丙地方	アジア地域、中南米地域、アフリカ地域、南極地域（乙地方に属するものを除く）	11,600 円

## よくあるご質問

- Q どの企業が補助金の対象になりますか？
- A 仙台都市圏の中小企業者または個人事業者が対象です。それぞれ一定の条件がありますので、詳しくは1ページ「2. 補助の対象となる事業者」をご確認下さい。
- Q 補助対象となる事業は何ですか？
- A 若手社員のグローバルマインド育成を目的とした海外渡航を伴うイベント出展や商談への参加等が対象です。（若手社員の定義については、2ページ「3. 補助対象事業」をご確認下さい。）
- 具体的には、「海外の展示会や商談会、ジョブフェアへの参加及び視察」、「提携先企業での海外実務研修」、「海外の大学や教育機関での企業説明会への参加」等が該当します。申請時には渡航内容の詳細が分かる資料、実績報告時には参加したイベントや商談の証拠書類（イベント参加証、商談や打ち合わせに関する記録等）を提出していただく必要がありますので、予めご了承下さい。
- その他の事業については、事前に事務局までお問い合わせ下さい。
- Q 海外渡航において、イベントへの参加と現地での視察や商談を予定しています。渡航期間全体が補助対象になりますか？
- A 渡航がビジネス目的である場合、渡航期間全体が補助対象となります。ただし、実績報告時には、参加したイベントや商談の証拠書類（イベント参加証、商談や打ち合わせに関する記録等）を提出していただく必要がありますので、予めご了承下さい。
- Q 補助事業開始前（交付決定前）に予約した航空券やホテルは、補助対象経費になりますか？
- A 航空券やホテルに係る旅費およびパスポート申請費については、本年度4月1日～交付決定までの期間に手配・支払いを行っていても、交付決定日以降にイベント出展や商談が実施される場合は補助対象となります。ただし審査の結果不交付となった場合は、補助対象となりません。
- Q 渡航期間中、複数のホテルに滞在する予定です。海外宿泊費の計算はどのようになりますか？
- A 異なるホテルに宿泊された場合でも、1泊ごとに宿泊費を計算します。例えば、乙地方で宿泊した場合、1泊あたりの宿泊費が上限額12,900円以上のホテルに2泊、10,000円のホテルに3泊した場合、合計金額は55,800円（12,900円×2泊 + 10,000円×3泊）となります。この金額を宿泊費として申請していただきます。
- Q 経費をクレジットカードで支払った場合は補助対象になりますか？
- A 支払い方法が指定されている場合を除き、原則、支払は銀行振込としてください。クレジットカードで支払う場合は、以下を満たす場合に補助対象経費として認められます。
- ・補助期間内にクレジット会社への当該経費の支払いがすべて（分割払いの場合でも）

完了していること。

・中小企業者の場合は、法人名義（従業員名義や代表個人名義のクレジットカードも不可。ただし、法人契約であることが明らかである場合を除く）のクレジットカード、または若手社員本人名義のクレジットカードであること。

・個人事業者の場合は、事業者本人名義（家族等は不可）のクレジットカード、または若手社員本人名義のクレジットカードであること。

・若手社員本人のクレジットカードの場合は、社内規程等で補助事業期間内に事業経費として精算されていること（そのことが分かる書類の添付が必要です）。

・いずれの場合でも、カード明細の写し、及び引き落とされたことがわかる銀行通帳の写し等の添付が必要です。

Q 複数名で渡航し、宿泊先はツインルーム等を使用する予定です。海外宿泊費の計算はどのようになりますか？

A 1室複数名での宿泊の場合、1泊当たりの料金を人数で按分した額と別表1 海外宿泊費上限額に定める基準額のいずれか低い額を計上してください。

例) シンガポール（基準額 19,300 円）で1室3名 54,000 円で宿泊する場合→18,000 円